

乳児等通園支援事業設置認可審査

施設名	認定こども園こどもむら 栗橋さくら幼稚園
所在地	久喜市伊坂南2丁目12番地1
法人名	学校法人柿沼学園
代表者	柿沼 平太郎
事業種別	一般型乳児等通園支援事業
事業開始	令和8年4月1日

審査項目（具体的な内容）		評価	特記事項
1 設備の基準			
【必要な設備が設けられているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第22条） ☐ 乳児室又はほふく室、保育室、便所が設けられているか。		☒ 適 ☐ 否	設けられている。
【乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室は必要な面積を満たしているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第22条） ☐ 乳児室又はほふく室1人あたり3.3㎡以上 ☐ 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上		☒ 適 ☐ 否	基準を満たしている。
【保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第22条） ☐ 例：児童用椅子・机、絵本等。		☒ 適 ☐ 否	児童用椅子・机、絵本等用具及び遊具が備えられている。
【乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合、必要な要件に該当しているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第22条） ☐ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ☐ 建築基準法における必要な屋外階段や屋内階段を設ける等 ☐ スプリンクラー設備等が設けられていること。 ☐ 非常警報器具又は非常警報設備等が設けられていること等		☐ 適 ☒ 否	
2 職員			
【保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第23条） ☐ 0歳児3：1、1・2歳児6：1が必要数。2人を下回るのは不可。		☒ 適 ☐ 否	必要数3人に対し、保育士5人（常勤換算5人）の配置計画である。
3 事業者の状況			
【経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか】 （児童福祉法第34条の15第3項、厚生労働省認可指針 雇児発1212第6号）		☒ 適 ☐ 否	長年幼稚園を運営しており、代表者として適切である。
4 土地・建物の状況			
【事業に必要な土地や建物は確保されているか】 （厚生労働省通知 雇児保発1212第2号） ☐ 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 ☐ 賃料は適正な額であるか。		☒ 適 ☐ 否	土地は自己所有、建物は代表者からの賃借となっており、長期的な運営が認められる。
5 その他			
【事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第17条）		☒ 適 ☐ 否	運営規程を作成済
【苦情を受付するための窓口を設置しているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第20条）		☒ 適 ☐ 否	運営規程を作成済

乳児等通園支援事業設置認可審査

施設名	栗橋白百合幼稚園
所在地	久喜市栗橋東2丁目13番1号
法人名	学校法人白百合学園
代表者	青鹿 義和
事業種別	一般型乳児等通園支援事業
事業開始	令和8年4月1日

審査項目（具体的な内容）		評価	特記事項
1 設備の基準			
【必要な設備が設けられているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第22条） ☐ 乳児室又はほふく室、保育室、便所が設けられているか。		☒ 適 ☐ 否	設けられている。
【乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室は必要な面積を満たしているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第22条） ☐ 乳児室又はほふく室1人あたり3.3㎡以上 ☐ 保育室又は遊戯室は2歳以上児1人あたり1.98㎡以上		☒ 適 ☐ 否	基準を満たしている。
【保育室又は遊戯室には必要な用具が備えられているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第22条） ☐ 例：児童用椅子・机、絵本等。		☒ 適 ☐ 否	児童用椅子・机、絵本等用具及び遊具が備えられている。
【乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合、必要な要件に該当しているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第22条） ☐ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ☐ 建築基準法における必要な屋外階段や屋内階段を設ける等 ☐ スプリンクラー設備等が設けられていること。 ☐ 非常警報器具又は非常警報設備等が設けられていること等		☐ 適 ☒ 否	
2 職員			
【保育従事者は、入所児童数に対して必要数を満たしているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第23条） ☐ 0歳児3：1、1・2歳児6：1が必要数。2人を下回することは不可。		☒ 適 ☐ 否	必要数2人に対し、保育士3人（常勤換算3人）の配置計画である。
3 事業者の状況			
【経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業に関する知識又は経験を有しているか】 （児童福祉法第34条の15第3項、厚生労働省認可指針 雇児発1212第6号）		☒ 適 ☐ 否	長年幼稚園を運営しており、代表者として適切である。
4 土地・建物の状況			
【事業に必要な土地や建物は確保されているか】 （厚生労働省通知 雇児保発1212第2号） ☐ 賃貸借の場合、継続的・安定的な運営がなされる程度の契約期間か。 ☐ 賃料は適正な額であるか。		☒ 適 ☐ 否	土地は自己所有、建物は代表者からの賃借となっており、長期的な運営が認められる。
5 その他			
【事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第17条）		☒ 適 ☐ 否	運営規程を作成済
【苦情を受付するための窓口を設置しているか】 （久喜市乳児等通園支援事業の設備及び運営の関する基準を定める条例第20条）		☒ 適 ☐ 否	運営規程を作成済